

未定稿

我が国におけるファンドの「器」の機能の比較

		任意組合	投資事業有限責任組合	匿名組合	信 託	投資信託	投資法人	特定目的会社
組織形態	根拠法規	民法	投資事業有限責任組合 契約に関する法律	商法	信託法	投資信託及び投資法人 に関する法律	投資信託及び投資法人 に関する法律	資産の流動化に関する 法律
	組織（形態）	○二以上の当事者の契約に基づき、各当事者が出資をし、共同事業を行う組織（法人ではない）（§ 667）	(同 左) ○ただし、業務執行を行わない組合員の責任を出資額に限定（有限责任）することを法的に担保（§ 9）	○営業者と匿名組合員の二当事者間の契約に基づき、匿名組合員が営業者に出資をし、営業から生じる利益の分配を受ける組織（法人ではない）（§ 535） ○営業者は複数の匿名組合契約締結が可能だが、出資者相互間の法律関係は存在しない	○財産権を有する者（委託者）が契約等に基づき他人（受託者）に財産権の管理・処分権を帰属させ、一定の目的に従って、委託者本人又は第三者（受益者）のために受託者をしてその財産権を管理・処分させる法律関係（§ 1）	○信託財産を委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを目的として運用することを目的とする信託であって、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするもの（§ 2）	○資産を主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを目的として運用することを目的として設立された社団（§ 2） ○成立時の出資総額1億円以上（§ 68）、最低純資産額5千万円（§ 67）	○特定資産の流動化を行うために設立された社団（商法上の会社とは異なる）（§ 2） ○株式会社と比較して、組織、資本の面で簡素化（取締役1人以上、最低資本金10万円）（§ 64、19）
	財産の帰属	○総組合員の共有（合有）（§ 668） ○組合員による・持分処分の制限、・組合財産分割請求の禁止（§ 676）	(同 左) (§ 16)	○営業者の所有（§ 536）	○受託者の名義（§ 1） ○受託者が数人いるときはその合有（§ 24①）	○受託者の名義	○投資法人の所有	○特定目的会社の所有
	組織・活動に関する根本原則	○組合契約の定め	○投資事業有限責任組合契約の定め（§ 3）	○匿名組合契約の定め	○信託行為の定め	○受益証券の規定（§ 5）	○規約の作成（§ 66）	○資産流動化計画（§ 5） ○定款の作成（§ 18）

		任意組合	投資事業有限責任組合	匿名組合	信 託	投資信託	投資法人	特定目的会社
出 資 者 等 の 地 位	出資者等の権利 〔 ◇ : 自益権 〕 〔 ○ : 共益権 〕	◇組合員の損益分配 （§ 674） ○業務執行組合員の解任権（§ 672） ○業務及び組合財産の状況の検査権（§ 673） ○組合の解散請求権（§ 683）	◇組合財産の分配 （§ 16） ○無限責任組合員の解任権（§ 16） ○業務及び組合財産の状況の検査権（§ 16） ○財務諸表等の閲覧権等（§ 8） ○組合の解散請求権（§ 16）	◇利益配当請求権 （§ 538） ○営業監視権（§ 542）	〔受益者〕 ◇信託の利益享受（§ 7） ○信託の本旨に反する信託財産の処分取消権（§ 31） 〔受益者／委託者〕 ○受託者の解任請求権（§ 47） ○信託違反・分別管理義務違反による損失填补、信託財産の復旧請求権（§ 27） ○書類閲覧権等（§ 40） ○信託の解除権（§ 57等）	〔受益者〕 ◇信託の利益享受（§ 28） ○重大な約款変更、解約等の反対者の買取請求権（§ 30の2、32） ○投資信託委託業者の責任（§ 33の2）	◇金銭の分配（§ 136） ○投資主総会における決議（§ 89） ○執行役員等の解任請求権（§ 99等） ○執行役員等に対する代表訴訟提起権、差止請求権（§ 110） ○計算書類等の閲覧権（§ 132） ○帳簿閲覧権（§ 138） ○業務及び財産状況の調査のための検査役選任請求権（§ 139） ○規約変更の投資主総会の決議（§ 140） ○運用会社との資産運用に係る業務委託契約の投資主総会の承認等（§ 198）	◇利益の配当（§ 101） ○社員総会における決議（優先出資社員にも一定の場合に議決権が認められる）（§ 50等） ○取締役等の解任請求権（定款で定めた場合）（§ 67） ○取締役等に対する代表訴訟提起権、差止請求権（§ 75、76の2等） ○計算書類等の閲覧権（§ 94等） ○帳簿閲覧権等（§ 104） ○業務及び財産状況の調査のための検査役選任請求権（§ 105） ○定款変更の社員総会の決議（§ 114） ○資産流動化計画の変更（§ 118の2）
	出資者等の責任	○無限責任（債権者はいつでも各組合員の個人財産にかかっていい） ○組合員の損失分担の割合によるが、債権者が知らないときは平等の割合での分割債務となる（§ 674、675）	〔無限責任組合員〕 ○無限責任（連帯責任）（§ 9） 〔有限責任組合員〕 ○有限責任（・その氏名等を組合の名称中に用いることを許諾した場合、・業務執行組合員であると誤認させるような行為があった場合は、無限責任社員と同一の責任を負う）（§ 5、9）	○匿名組合員は有限責任（匿名組合員がその氏名等を営業者の商号中に用いた場合等は、それ以後に生じた債務は営業者との連帯責任）（§ 537）	〔受託者〕 ○受託者の信託行為による受益者に対する債務は、信託財産を限度とした物的有限責任（§ 19） 〔受益者〕 ○受託者が信託財産に関し負担した費用・損害の補償義務（受益者が受益権を放棄した場合を除く）（§ 36②③）	○有限責任	○有限責任	○有限責任
	地位の譲渡・脱退	○組合員の地位は他の組合員の同意なく譲渡できない（判例） ○組合員は原則としていつでも脱退できるが組合の同一性を失う場合にはできない（§ 678）	（ 同 左 ） ○組合員はやむを得ない場合を除いて脱退できない（§ 11）	○営業者の地位は匿名組合員の同意なく譲渡できない ○匿名組合員の地位は営業者の同意なく譲渡できない ○各当事者は一定の場合に匿名組合契約を解除できる（§ 539）	○原則として譲渡性を有する	○譲渡可能	○投資証券の交付により投資口の譲渡が可能（譲渡制限は設けることができない）（§ 78）	○特定社員以外に特定持分を譲渡するときは社員総会の承認が必要（§ 29） ○優先出資証券の交付により優先出資の譲渡が可能（譲渡制限は設けることはできない）（§ 41）

		任意組合	投資事業有限責任組合	匿名組合	信 託	投資信託	投資法人	特定目的会社
ガ バ ナ ン ス	業務の執行	<ul style="list-style-type: none"> ○各組合員による業務執行が基本（組合の常務以外の業務は過半数の組合員の同意が必要）（§ 670） ○業務執行組合員や組合員以外の第三者への業務執行の委任も可能（§ 670） 	<ul style="list-style-type: none"> ○無限責任組合員が業務を執行（組合の常務以外の業務は過半数の無限責任組合員の同意が必要）（§ 7） 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業者の単独事業（§ 536） 	<ul style="list-style-type: none"> ○受託者が信託財産の管理・処分権者となる（§ 4） ○受託者が数人いる場合は共同で信託事務の処理を行うことが必要（§ 24②） ○やむを得ない理由がある場合等に限り、受託者は他者に信託事務を処理させることができる（§ 26） 	<ul style="list-style-type: none"> ○投資信託委託業者（委託者）が運用を指図（§ 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○執行役員が投資法人の業務を執行し、投資法人を代表（§ 97） 	<ul style="list-style-type: none"> ○取締役が特定目的会社の業務を執行し、特定目的会社を代表（§ 69） ○資産流動化計画に従って営む業務とその附帯業務以外行うことができない（§ 142）
	業務執行者等の責任	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 671） 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 16） 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務 ○競業避免義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 20） ○忠実義務（§ 22） ○自己執行義務（§ 26） ○分別管理義務（§ 28） 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 14） ○忠実義務（§ 14） 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 99等） ○忠実義務（§ 99等） ○投資法人に対する責任（§ 109） ○第三者に対する責任（§ 110） ○執行役員等との取引の禁止（§ 195） 	<ul style="list-style-type: none"> ○善管注意義務（§ 65等） ○競業避免義務（§ 71） ○利益相反取引の規制（§ 72） ○特定目的会社に対する責任（§ 73等） ○第三者に対する責任（§ 74等） ○忠実義務（§ 78）
	業務執行に対する監視	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員の業務及び組合財産の状況の検査権（§ 673） 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員の業務及び組合財産の状況の検査権（§ 16） 	<ul style="list-style-type: none"> ○匿名組合員の営業監視（営業者の業務及び財産の状況の検査等）（§ 542） 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託の管理方法の変更請求権（§ 23） ○書類閲覧権（§ 40） 	<ul style="list-style-type: none"> ○帳簿閲覧権（§ 36） 	<ul style="list-style-type: none"> ○監督役員の選任（執行役員の職務執行の監督、業務及び財産の状況の調査権）（§ 103等） ○役員会の設置（執行役員の職務執行の監督等）（§ 107等） ○会計監査人による会計監査（§ 117等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○監査役の存置（取締役の職務執行の監査）（§ 79等） ○一定の場合における会計監査人による会計監査（§ 85等） ○特定社債管理会社の設置（業務及び財産の状況の調査権）（§ 109等）

		任意組合	投資事業有限責任組合	匿名組合	信 託	投資信託	投資法人	特定目的会社
そ の 他	ディスクロージャー	(なし)	○財務諸表等の作成及び備置き(§8)	(なし)	○信託事務に関する帳簿の備置き及び財産目録の作成(§39) ○説明書類作成及び備置き (信託業法 § 34)	○運用報告書の作成及び交付(§ 33) ○投資信託財産の状況その他の業務に関する帳簿書類の作成及び保存(§ 36) [証取法に基づく ディスクロージャー]	○資産運用の対象及び方針、資産評価基準の規約への記載(§ 67) ○役員会における計算書類の承認に関する投資主への通知(§ 131) ○計算書類の作成及び備置き(§ 132) [証取法に基づく ディスクロージャー]	○資産流動化計画の策定(§ 5) ○資産流動化実施計画の策定(§ 6) ○資産流動化計画等の公衆縦覧(§ 70) ○優先出資申込証等に裏付けとなる特定資産の概要等の記載(§ 38等) ○計算書類等の作成及び備置き、公告(§ 94等) [証取法に基づく ディスクロージャー]
	主務官庁等による監督等	(なし)	(なし)	(なし)	○裁判所の監督(営業信託を除く)(§ 41) ○公益信託の主務官庁による監督(§ 67等) [○主務大臣による監督(信託業法 § 42等)]	○主務官庁による監督(§ 6等)	○主務官庁による監督(§ 187等)	○主務官庁による監督(§ 154等)